

ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション 運営規程

指定特定福祉用具販売、指定特定介護予防福祉用具販売事業

（事業の目的）

- 第1条 株式会社 ハッピースマイルが設置するダスキンヘルスレント愛媛東ステーション（以下「事業所」という。）において、実施する指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「専門相談員」という。）が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具〕を提供することを目的とする。

（運営方針） 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- 第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具〕の選定の援助、取付、調整等を行い、指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具〕を販売することにより、日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業所、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの適用に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、〔「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）〕に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション
- （2）所在地 愛媛県今治市小泉5-12-22

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- （1） 管理者 1名（専門相談員兼務）
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業〔指定特定介護予防福祉用具販売事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- （2）専門相談員 4名（常勤 3名、非常勤 1名）
- 専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な指定特定福祉用具〔指定特定介護予防福祉用具〕の選定を行うとともに、その相談に応じる。
- （3）事務員 0名（非常勤 0名）
- 必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- （1）営業日 土曜・日曜・祝日を除く毎日
- ただし、8月13日～16日と12月30日～1月3日を除く
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分

（提供方法、内容等）

- 第6条 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法は次のとおりとする。
- （1）指定特定福祉用具販売指定〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
- （2）指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 事業所において取扱う指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具販売]の種目は次のとおりである。

- | | | |
|---------|-----------|-----------------|
| 1. 腰掛便座 | 3. 入浴補助用具 | 5. 移動用リフトのつり具部分 |
| 2. 特殊尿器 | 4. 簡易浴槽 | |

(利用料等)

第7条 指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具]を販売した場合の価格は、カタログによるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に要した交通費は、事業所から通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき1,000円とする。

3 福祉用具の搬入・搬出に特別な作業又は措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

4 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、今治市、西条市(ただし島嶼部を除く)とする。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う質問若しくは照会に応じ、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

4 事業所は苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方の連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業員全員で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行なう。また、苦情記録、その対応を保管し再発を防ぐ。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業者は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(居宅介護支援事業者との連携)

第11条 事業者は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、他の主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

(1) 福祉用具の利用が終了したとき。

(2) 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合。

(3) 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき。

①第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で福祉用具の販売に対応できない場合。

②利用者が正当な理由がなく従業員の指示に従わないため、福祉用具の販売ができない場合。

③その他止むを得ない理由により福祉用具の販売ができないと判断した場合。

2 前項第3号②及び③の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町(一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ)に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第12条 事業者及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を利用する場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(人権の擁護及び虐待等の防止等)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等のための次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者：川中 健治

(2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報する。

(業務継続計画)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を年定期的の実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 事業所は、福祉用具販売に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 都道府県及び市町、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合にはその改善の内容を都道府県等に報告する。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 ハッピースマイルと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

平成25年 4月1日改定

平成26年 7月1日改定

平成27年 4月1日改定

平成28年 4月1日改定

平成29年 4月1日改定

令和 元年 6月1日改定

令和 3年 4月1日改定

令和 5年 10月1日改定

令和 6年 2月1日改定